

# 役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 そよかぜの丘

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人そよかぜの丘の役員等報酬及び、役員等の旅費支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

**第2条** この規程において役員等とは、社会福祉法人そよかぜの丘 理事長、常務理事、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員を指すものとする。

(役員報酬)

**第3条** 月額で報酬を支給する役員は、理事長及び常務理事とする。

- 2 理事長に対する報酬は、月額150,000円とし、常務理事に対する報酬は、月額100,000円とする。
- 3 理事長及び常務理事の職務内容は、定款及び職務権限規程によるものとする。
- 4 理事会等・評議員会・評議員選任解任委員会に出席する役員等には、報酬として1回につき手取り10,000円を支給する。
- 5 役員を兼務する施設長等、職員には報酬は支給しない。

(費用弁償の種類)

**第4条** 費用弁償の種類は、交通費、宿泊料とする。

- 2 交通費は、必要に応じ特急料金、新幹線料金を支給する。
- 3 業務上やむを得ない場合で、かつ理事長の認めたときに限り、自家用車を使用することができる。

(費用弁償の計算等)

**第5条** 費用弁償の計算は、適正な経路によって支給する。

- 2 前条3項の場合は、次の計算にて支給する。  
走行距離 × 37円 / 1km

(その他)

**第6条** この規程に定めのない事項については、理事長が別に定め、必要に応じて理事会の意見を求めることができる。

## 附 則

この規程は、平成20年3月14日より施行する。

(平成20年3月14日、「役員報酬及び旅費規程」より変更して制定。)

この規程は、平成22年3月19日より施行する。

この規程は、平成22年11月30日より施行する。

この規程は、平成28年 1月20日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

但し、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任解任委員は、この規程の例により行う。